差別事例分析表

１「障がいを理由とした差別的取扱い（※正当な理由に基づく場合でないもの）」と考えられる募集事例

〇障がいを理由として住宅の賃貸等を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付けること

住宅分野

種別	募集事例	対策	事例対応策（案）	差別解消法	千葉県条例	北海道条例	岩手県条例	さいたま市条例	熊本県条例	八王子市条例
記載なし	【事例3】アパートを借りる時、目が不自由ということで、家主から入居を断られた。	未然防止策	①条例に「差別的取扱い」を禁止する規定を設け、市民への周知を図る ②市民・事業者等に対して、障がいや障がい者への理解を深める周知啓発を行う ③住宅関係者に対して、障がいや障がい者への理解を深める研修を実施する	差別の禁止（第７条　行政機関等の不当な差別的取扱いを禁止／第8条　事業者の不当な差別的取扱いを禁止） 周知啓発（第 15 条　啓発活動の推進） 環境整備（第５条　行政機関等及び事業者は、必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の改善・関係職員に対する研修等の環境整備に努める）	差別の禁止(第2条　「不利益取扱い」等を、「差別」と定義。なくすべき「不利益取扱い」を分野別に具体的に定める／第8条　差別の禁止） 周知啓発(第4条　県は、障がいのある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策を策定し、実施する／第６条　県民は、障がいのある人に対する理解を深めるよう努める）	差別の禁止(第20条　道及び道民は、差別や「不利益な扱い」をしてはならない） 周知啓発（第６条　道民等は、障がい等に対する理解を深める／第10条　道は､障がい等に対する理解を深めるよう、普及啓発等,必要な措置を講ずる）	差別の禁止（第２条　差別をすること等を、「不利益な取扱い」と定義／第7条　不利益な取扱いの禁止） 周知啓発(第4条　県は、障がいについての理解の促進等に関する施策を策定し、実施する／第 6 条　県民等は、障がいについての理解を深める） 研修（第 10 条　県は、全職員が障がいについての知識等を深めるために必要な措置を講ずるよう努める）	差別の禁止(第2条　「差別」となる行為について、分野別に具体的に定義／第9条　差別の禁止） 周知啓発（第５条　市民及び事業者は、障がい者に対する理解を深める） 住宅（第 25 条　市は、障がい者の住居の確保等のために必要な施策を講じる・事業者は、障がい者が自立する上で必要な住居の提供に努める）	差別の禁止（第８条　不利益取扱いの禁止について、分野別に具体的に定める） 周知啓発（第６条　県民は、障がい者に対する理解を深める／第 21 条　県は、障がい者に対する県民の理解を深めるため、啓発活動の推進等,必要な措置を講ずる）	差別の禁止（第６条　差別の禁止） 周知啓発(第4条　市は、障がい等への理解を広げるための施策を実施する責務を有する／第 5 条　市民等は、障がい等への理解を深める／第8条　市は、障がい等への理解を深めるよう必要な措置を講じる） 研修（第８条　市は、全職員が障がい等に関する理解を深めるための必要な措置を講じる）
		事後対応策	①相談・紛争解決機関を設置し、相談・助言・あっせん・勧告・公表等を行う	相談・紛争(第 14 条　国及び地方公共団体は、障がいを理由とする差別に関する相談及び紛争解決の体制の整備を図る）	相談（第 14～19 条　地域相談員・広域専門指導員） 紛争解決（第 20～28 条　障がい者差別に係る紛争解決のための手続(助言・あっせん・勧告)）	紛争解決（第 41～48 条　障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会(指導･勧告･公表)）	相談（第 15 条　県が相談に応じ、これに対する助言及び調整等必要な措置を講ずる）	紛争解決（第 10～15 条　障がい者差別に係る紛争解決の仕組み(助言・あっせん・勧告・公表、権利擁護委員会)）	相談（第 11～15 条　不利益取扱い等に関する相談） 紛争解決(第 16～20 条・第 22 条　不利益取扱い等に該当する事案解決の仕組み(助言・あっせん･勧告･公表、調整委員会)）	相談（第 15 条　差別に対する相談・助言等／第 16 条　相談員） 紛争解決（第 17～21 条　障がい者差別に係る紛争解決の仕組み(助言・あっせん・勧告、調整委員会)）
記載なし	【事例2】探した物件は,当初保証人不要と言っていたのに最終的には保証人が必要になった。	未然防止策	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
		事後対応策	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

※正当な理由がある場合としては、次のような例が考えられます。

・　建物の構造上やむを得ないと認められる場合。
（例）　アパートの構造上、車いすでは中に入ることができないため、賃貸契約の申込みに応じられなかった場合。（建物の改修について退去時の原状回復義務を前提に承認することができないか検討することが求められる）

・　障がいのない人との異なる取扱いに科学的な根拠に基づく理由がある場合。
（例）　障がいのある人の障がい特性と災害時における避難方法を考慮して、賃貸する部屋を避難経路の近くにした場合。

２「合理的配慮の不提供（※お金や労力の負担が過度にかかりすぎないもの）」と考えられる事例

事例なし

３「その他」の募集事例

（１）制度やサービスの改善に関する意見

【事例 1】身体に障がいがあり、住宅の改造について、国民年金だけでは支払いができない。（肢体不自由／75 歳／男性／西区）

【事例 5】一人暮らしをしようと思うが、保証人になる人がいない。公の（団地）などもっと楽に生活できるようにして欲しい。

（２）障がいに対する無理解・誤解・偏見等がある事例

事例なし

（３）その他

【事例2】利用できる賃貸アパートが極めて少ない。
地域（ドクターに近い所）＆1階＆7畳以上（ベッド、車イス、移乗器、訪問入浴の風呂桶を置けるスペースとして）の物件に絞り込み、不動産屋さんに電話して部屋内を車イスで使って利用してよいか大家さんに聞いてもらってＯＫが出たのは3件（ＯＫ3件得るまでにＮＧは11件ありました。）
直接 3 件を見学に行ったところ、1 件目は部屋の入り口の近くに 2 階への階段があって断念、2 件目はドアの取付方向がまずく私の電動車イスでは方向変えが無理で断念。バリアフリーと称している物件も入り口が狭くて入れずでした。

【事例4】アパートを借りるとき、生活保護受給者は駄目と何件も断られた。